

# 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

## 11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに  
悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口に連絡してください。

虐待と思ったらすぐお電話を



# 0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。※一部地域では使えないことがあります。※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

心の目  
気づくのは  
あなたと地域の



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

# 児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

## 【身体的虐待】

なぐ け 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

## 【性的虐待】

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

## 【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

## 【心理的虐待】

おど 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドミティック・バイオレンス:DV) など

## 乳幼児揺さぶられ症候群

### 赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられたり、頭を叩かれたりするような大きな衝撃を与えられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる  
子どもがいたら。

ご自身が出産や  
子育てに悩んだら。

子育てに悩む  
親がいたら。

児童相談所(全国共通ダイヤル)や市町村の窓口へ連絡・相談ください。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。



虐待と思ったらすぐお電話を

児童相談所  
全国共通  
ダイヤル

0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。 ※一部地域では使えないことがあります。 ※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



## 11月は「児童虐待防止推進月間」 ～「気づくのは　あなたと地域の　心の目」～

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、その心身に重大な影響を与える深刻な問題であり、特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもたちを守っていきましょう。解決には、早期発見・早期対応が重要です。

### 子どもを虐待から守るために5か条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡  
…児童相談所、子育て支援課などに連絡してください。
2. 「しつけのつもり」は言い訳です  
…子どもの立場に立って判断しましょう。
3. ひとりで抱え込まない  
…あなたにできることから実行しましょう。
4. 親の立場より子どもの立場  
…子どもの命や心身が最優先
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる  
…特別な事ではありません。

### 虐待の相談・通報は

倉敷児童相談所井笠相談室（☎0865-69-1680）  
子育て支援課（☎②9517）  
芳井振興課（☎②0110）  
美星振興課（☎②3112）  
家庭児童相談室（青少年育成センター内）  
(☎②8090)

※連絡は匿名で行うことも可能です。また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

### 育児の悩みや子育ての相談は、

・井原保健センター  
・つどいの広場  
・子育て支援センター  
などでも行っています。  
お気軽に相談ください。



図1階、子育て支援課（☎②9517）

広報 いばら 平成24年10月(16)